## 【第4回質問】質問番号16番、54番

## 回答:

SPCが販売許可を受ける場合、受けない場合のいずれの提案でも結構です。

ただし、前回も記載したとおり、医薬品については法の定めによることとします。

SPCが販売許可を受けない場合の運用例は、次のとおりです。

なお、ここに記載しているのはあくまでも例示であり、この他にも病院側が良い品を 安く、継続して購入できる方法があれば提案を受けます。

## <例示 > S P C が販売許可を受けない場合

SPCは、販売許可のある卸会社A(SPCの構成員、協力企業または受託企業でなくともよい)に対し、価格交渉や発注・支払い等の事務を公共に代わって行います。

あわせて、SPCは公共側に薬品・診療材料等の価格(単価)を提案します。この単価は契約に定めます。

卸会社Aは、各卸業者、メーカー等と契約し、商品を発注し、納品を受け、病院に対して納品(卸会社Aから病院の薬品倉庫に納入)します。

SPCは、検収、払い出し等の業務を代行します。

この場合の発注者はあくまでも病院です。

別図(物流.ppt)を参照してください。